

平成31年度採用 機能訓練職員募集案内 (正職員)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 募集職種・採用予定者数等

- (1) 職種及び人員 理学療法士又は作業療法士
- (2) 採用予定者数 2名程度(平成31年4月1日採用)
※国家試験に不合格の場合は採用しません。
- (3) 勤務先 鳥取市、倉吉市、米子市又は湯梨浜町内の障がい患者施設若しくは高齢者施設(通勤可能範囲で異動する場合があります)
- (4) 職務の内容 施設利用者の身体機能維持回復、ADL訓練、補装具の管理、個別機能訓練計画の作成等

2 受験資格

- (1) 理学療法士又は作業療法士国家資格を有する人(取得見込可)
- (2) 普通自動車運転免許を有する人
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人

3 申込み方法等

- (1) 提出書類
履歴書及び理学療法士又は作業療法士免許証の写し下記宛てに提出してください。
なお、新卒者の場合は、成績証明書、卒業証明書及び国家試験の受験を証するものを提出してください。
(提出先) 〒689-0201 鳥取市伏野2259-43
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 電話 0857-59-6033

- (2) 受付期間
随時

4 試験方法、日時及び会場

- (1) 日 時 応募者と相談のうえ決定
- (2) 会 場 //
- (3) 試験内容 適性検査及び面接

5 合格発表

受験後1週間以内に結果を郵送します。

6 給与等

- (1) 給 与 社会福祉法人鳥取県厚生事業団役職員給与・退職手当規程により支給します。
初任給 210,200円～281,400円(職務手当含む)
※その他、採用日から6年以内の期間については、経験年数に応じて、初任給調整手当を支給(上限22,500円)。
※初任給は、業務経験年数により決定します。

(2) 賞 与・・・・・・・・年間4. 20月(平成30年度実績)

ただし、採用時の年齢が45歳を超える場合は年間3. 9月

月額給与の目安

(4年制新卒者の場合)

経験年数等	基本給	職務手当	計
初年度	175,200	35,000	210,200

(中途採用者の場合)

経験年数等	基本給	職務手当	計
5年	193,800	35,000	228,800
10年	211,400	35,000	246,400
15年	226,200	35,000	261,200
採用時45歳以上	215,000	35,000	250,000

※別途、条件に応じ初任給調整手当、通勤手当、扶養手当、住居手当の支給あり

7 勤務時間(週40時間勤務)

8:30~17:15(月曜日から金曜日までの1日8時間)

公休日 土・日・祝祭日及び年末年始

8 福利厚生

(休暇等)

年次有給休暇 年20日(最大40日)

特別休暇(有給) リフレッシュ休暇、結婚休暇、配偶者出産休暇、忌引き他

病気休暇(有給) 最長90日間

育児休業 子どもが3歳になるまで

介護休暇 最長6か月間

(各種制度の加入)

退職金あり (独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度に加入)

社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

年金共済 全国社会福祉事業団協議会年金共済制度に加入

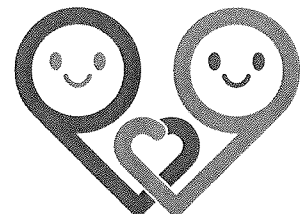
(採用時の年齢が40歳未満の場合:厚生年金とは別に支給)

職員互助会 鳥取県公社・事業団等職員互助会に加入(各種給付金支給、資金貸付制度等)

担当

鳥取県厚生事業団 中西・岡島

電話 0857-59-6033



鳥取県男女共同参画推進企業